



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



あなた と 都税

今月の特集は

解説します！税制改正

9 月号

2019
(令和元年)
第597号



9月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内)

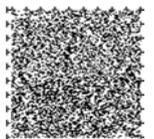
第2期分を9月30日(月)までにお納めください

●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替(振替日は9月30日(月)です。前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。Web口座振替申込受付サイトでは9月10日(火)まで口座振替の申込みが可能です。)
- ③コンビニエンスストア
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ⑤クレジットカード(インターネットを利用した専用サイト)

国指定天然記念物 南島

南島は小笠原諸島父島の南西約1kmに浮かぶ南北約1.5km、東西約400mの小さな無人島です。石灰質の土地が隆起・沈降してできたカルスト地形の美しい島で、特に外海とトンネル状につながる扇池は、扇形のエメラルドブルーの海と白い砂浜が人気の観光スポットです。



都税の納付方法

検索

都税の情報発信中!



Twitter アカウント
@tocho_syuzei



Facebook アカウント
東京都主税局

教えて!

タク
ちゃん

特集

解説します！税制改正

税制改正により、令和元年10月から制度が大きく変わります。何が変わるのか、わかりやすく解説します！

自動車二税

Q1

自動車税・自動車取得税はどう変わるの？

ノンちゃん



今回の税制改正で自動車の税金が大きく変わると聞いたけれど、どう変わるの？

タクちゃん



自動車に関する都税は、自動車税と自動車取得税があるけれど、自動車税は自動車税種別割という名称に変わるんだ。また、自動車取得税は廃止されて、新たに自動車税と軽自動車税に環境性能割が導入されることになったよ。

納める時期や方法に変更はないよ。

Q2

自動車税種別割になってどう変わるの？

ノンちゃん



自動車税種別割になってどう変わるの？

タクちゃん



令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から自動車税種別割の税率が引き下げられるよ。ただし、中古車は対象とならないよ。

Q3

自動車税環境性能割はどんな税金なの？

ノンちゃん



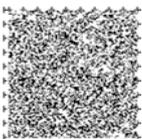
新しく導入される自動車税環境性能割はどんな税金なの？

タクちゃん



自動車税環境性能割は、新車・中古車を問わず、自動車を取得した時にかかる税金だよ。燃費性能等に応じた税率区分が設けられ、自動車取得税のグリーン化機能が強化されているよ。

また、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車(登録車・軽自動車)を取得した場合は、臨時的に環境性能割の税率が1%軽減されるよ。



Q4

自分の車の税率はどうやって確認できるの？

ノンちゃん



10月から自動車の税金がどう変わるかわかってきたわ。

でも、自分の車が税率表のどの区分に該当するかわからないわ…。

タクちゃん



自動車検査証(車検証)で確認できるよ。

①初度登録年月や②総排気量、③燃費基準達成度も載っているから確認してみてね！

自動車検査証		車体の形状	
自動車登録番号又は車体番号 練馬 〇〇 形 〇〇〇〇	初度登録年月 令和 元年10月1日	自動車の種別 小型	車面総重量 〇〇kg
車名 〇〇〇	初度登録年月 令和 元年10月	長さ 〇〇〇〇〇〇	後軸軸重 〇〇kg
車台番号 〇〇〇〇〇〇〇	※初回新規登録年月 令和 元年10月	幅 〇〇〇	後後軸重 〇〇kg
型式 〇〇〇-〇〇〇〇	原動機の型式 〇〇〇〇	総排気量又は定格出力 1.99L	型式指定番号 〇〇〇〇
所有者の氏名又は名称 〇〇 〇〇	所有者の住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	総排気量又は定格出力 1.99L	識別区分番号 〇〇〇
使用者の氏名又は名称 〇〇 〇〇	使用者の住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	有効期間の満了する日 令和 〇〇年〇月〇日	
使用の本拠の位置 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	産産 【練馬】新規登録 自動車重量税額 〇〇〇〇〇円 令和2年度燃費基準20%向上達成車 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇		

注) 海外使用歴のある車の自動車税種別割については、車検証では確認できません。

☆令和元年10月以後は、新しい様式の申告書や申請書をお使いいただくこととなります。自動車税種別割・自動車税環境性能割の詳細な情報については、主税局HPをご覧ください。



<http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/index.html>

警視庁からのお知らせ

自動車の運転に自信がなくなったら、家族から「心配」と言われたら、運転免許証の返納をご検討ください！

☎ 03-3581-4321 (警視庁交通総務課)



警視庁自主返納

検索



自動車税種別割【税率表】 ※グリーン化特例の適用を受けない税率

令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自家用乗用車

総排気量	現行
1,000cc以下	29,500円
1,000cc超1,500cc以下	34,500円
1,500cc超2,000cc以下	39,500円
2,000cc超2,500cc以下	45,000円
2,500cc超3,000cc以下	51,000円
3,000cc超3,500cc以下	58,000円
3,500cc超4,000cc以下	66,500円
4,000cc超4,500cc以下	76,500円
4,500cc超6,000cc以下	88,000円
6,000cc超	111,000円

令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車

総排気量	引下げ後
1,000cc以下	25,000円
1,000cc超1,500cc以下	30,500円
1,500cc超2,000cc以下	36,000円
2,000cc超2,500cc以下	43,500円
2,500cc超3,000cc以下	50,000円
3,000cc超3,500cc以下	57,000円
3,500cc超4,000cc以下	65,500円
4,000cc超4,500cc以下	75,500円
4,500cc超6,000cc以下	87,000円
6,000cc超	110,000円

特別法人事業税

法人を対象とした新しい税が創設されます。

地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が創設されます。法人事業税の申告義務がある法人を対象に、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の申告から適用されます。

特別法人事業税は、地方法人特別税と同様に法人事業税の一部を国税として分離するものですので、各法人の税負担は増えません。申告納付方法や課税標準は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。新税の創設に伴い、法人事業税の税率も併せて変更されますので、ご注意ください。

<令和元年9月30日開始事業年度まで>

法人事業税 所得 × 7.18%	地方法人特別税 基準法人所得割額 × 43.2%
---------------------	-----------------------------

<令和元年10月1日開始事業年度から>

法人事業税 所得 × 7.48%	特別法人事業税 基準法人所得割額 × 37%
---------------------	---------------------------

※所得を課税標準とする法人(外形標準課税の対象でなく軽減税率不適用の場合)の例

詳細は主税局ホームページをご覧ください。

☎ 所管都税事務所の法人事業税班



自動車取得税【税率表】

平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に取得した自家用乗用車

自動車取得税の税率	登録車 (新車・中古車)	軽自動車 (新車・中古車)
	3%	2%

☆環境負荷の小さい自動車の取得に対する特例措置

燃費基準達成度等	登録車 (新車の場合)	軽自動車 (新車の場合)
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成	50%軽減 (1.5%相当)	50%軽減 (1%相当)
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成	25%軽減 (2.25%相当)	25%軽減 (1.5%相当)
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成	20%軽減 (2.4%相当)	20%軽減 (1.6%相当)



自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割【税率表】

令和2年10月1日以後に取得した自家用乗用車

自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割の税率	登録車 (新車・中古車)	軽自動車 (新車・中古車)
	3%	2%

☆燃費性能等に応じた税率区分

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)	軽自動車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成	1%	
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成	2%	1%

<臨時的措置>

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車

自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割の税率	登録車 (新車・中古車)	軽自動車 (新車・中古車)
	2%	1%

☆燃費性能等に応じた税率区分

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)	軽自動車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成		
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成	1%	

地方税共通納税システムが開始します！

令和元年10月からeTAX電子納税に以下の機能が追加されます。

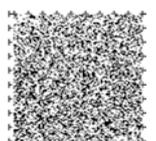
✓ダイレクト納付

✓全国自治体に一括電子納付

詳しくはこちら

エルタックス

検索



東京2020大会後のレガシー を見据えた取組



受動喫煙防止対策に関するポスター

受動喫煙は、肺がんや乳幼児突然死症候群、虚血性心疾患等のリスクを高めるとされています。都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックのホストシティとして、受動喫煙防止対策を推進しています。

2019年7月から学校、医療機関、介護老人保健施設、児童福祉施設などは、原則敷地内禁煙となっており、建物内は完全禁煙です。9月からは、保育所や幼稚園、小・中・高等学校などにおいては、都独自のルールで屋外も含めて禁煙となっています。また、飲食店においては、店頭には、喫煙場所の有無に関する標識の掲示を義務化しており、利用者は店頭表示を参考にして飲食店を選ぶことができます。2020年4月からは多数の人が利用する飲食店、宿泊施設やオフィスなどは原則屋内禁煙となります。

このように、受動喫煙を防止し、誰もが快適に過ごせる東京を実現していきます。たばこは、周囲の方に配慮し、決められた場所で吸いましょう。

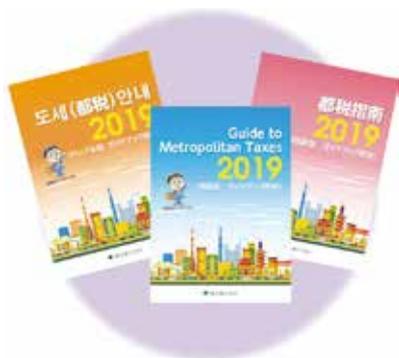
★ ご案内

外国語版都税パンフレット配布

都税を中心に、税金についてわかりやすく説明した「ガイドブック都税2019」の外国語版(英語・中国語・ハンブル)を発行します。

9月下旬から各都税事務所、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)などで無料配布いたします。

また、日本語版「ガイドブック都税2019」、「不動産と税金2019」とともに、主税局ホームページからもご覧いただけます。ぜひご活用ください。



★ 国税庁からのお知らせ

消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタートします!

☎ 消費税軽減税率電話相談センター

☎ 0120-205-553

(土日祝除く 9時～17時)

事業者の皆様!
仕入税額控除の方式が変わります!

2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。全ての事業者の方に関係があります。レジ導入などに対する補助金もあります。

8% 10%

詳しくはこちら
軽減税率 国税庁 検索

★ 総務局からのお知らせ

2019年全国家計構造調査

本年10月及び11月に、全国約90,000世帯の方を対象に、調査員が家計簿等の調査票を配布・回収いたします。

調査員が伺いましたらご回答をお願いいたします。

☎ 総務局統計部社会統計課

☎ 03-5388-2554

📄 減免制度

災害等で被害を受けた場合には税金が減免される場合があります

風水害や地震、火災などの災害等で被害を受けた場合に減免される税金には、次のようなものがあります。

- 個人事業税
- 固定資産税・都市計画税(23区内)
- 不動産取得税
- 個人の都民税*
- 軽油引取税
- 事業所税(23区内)

※税目ごとに減免要件が異なります。

※詳しくは主税局HPをご覧ください。

☎ 所管都税事務所の各税目担当班

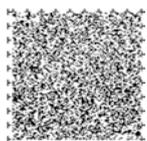
*個人の都民税については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

● 編集後記

表紙の写真、素敵ですね。

小笠原諸島、い、行ってみたい…!

東京都にはたくさん離島があるので、皆様もぜひ行かれてみてはどうでしょうか?(Y)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



※紙が100%再生紙製、印刷用インキは石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(30) 79 令和元年9月1日発行

↑このマークは、目が不自由な方などのための「音声コード」です。専用の読上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。ページの端には、触覚により「音声コード」の位置を把握できるよう、半円の切欠きを入れています。